

清末広西省における日本製紙幣の導入

著者	何 娟娟			
雑誌名	東アジア文化交渉研究 = Journal of East Asian			
	cultural interaction studies			
巻	10			
ページ	741 - 748			
発行年	2017-03-31			
その他のタイトル	Guangxi province introduced Paper Currency			
	made in Japan during Late Qing Dynasty			
URL	http://hdl.handle.net/10112/10955			



清末広西省における日本製紙幣の導入

何 娟 娟

Guangxi province introduced Paper Currency made in Japan during Late Qing Dynasty

HE Juanjuan

China's foreign trade began after mid-19th century when China was forced to open its door to the outside world, therefore a great deal of China's silver cash flew out of the country while large quantity of foreign silver dollars flooded into the local market. During the reign of late Qing Dynasty, there was not a united state bank, the central and local governments had the mintages of their own, hence many mints at that time. Many people even coined money in private. Money coined by different provincial governments was not only of varied names, but also of varied qualities. It was even worse for the private coinage, much inferior money was found in the market, resulting in great market disorder. Besides, the insufficient exploitation of copper in Yunnan and lead in Guizhou led to the shortage of copper-made official money, the private money was prevailing in the market which disturbed considerably the economic growth in local markets.

Guangxi is the birthplace of the Taiping revolution. During the period from Jintian Uprising in 1851 to Nanjing Occupation in 1864, the Taiping Heavenly Kingdom issued several kinds of copper-made coins to fight against the suppression of Qing government, support their military expansion and military expenditure rise. These coins were once circulated in certain parts of Guangxi. Guangdong is China's gate to the outside world, the foreign money flew into many provinces unexpectedly. As a neighbor, Guangxi was inevitably impacted by various money circulated in Guangdong. In 1906, Zhang Mingqi, Governor of Guangxi, proposed to follow the Great Britain and Japan to set up official banks and issue banknotes. During this process, Japan Printing Bureau was commissioned to make Japan-version banknotes.

In this regard, this paper illustrates Bank of Guangxi's introducing Japan-made banknotes and the process of commissioning Japan Printing Bureau.

キーワード:清末 広西銀行 日本印刷局 日本製紙幣

一、はじめに

19世紀中期におけるアヘン戦争以降、中国は対外貿易の発展に伴い、外国の貨幣いわゆる銀元「洋銭」が大量に中国の貨幣市場に流入し、外国の銀元の侵入で貨幣危機を迎えていた。当時の清朝には統一した国家銀行がなく、戸部と地方の各省が別々に鋳造権を持ち、鋳造局が多く、さらに民間に私鋳の現象

も多く発生していた。地域によって省政府で鋳造された貨幣なども見られ、それぞれが異なり、民間の 私鋳の貨幣による混乱は極めてひどいものであった。そのため大量の悪貨幣が市場に流通し、貨幣市場 が混乱していた¹⁾。同時に、雲南省産銅の輸送に困難を生じ、銅銭鋳造のための供給不足を引き起こした。 さらに、制銭の供給不足でその貨幣とは「小銭」と呼称され、官製の制銭と比較すると軽微な私鋳銭が、 市中に横行する現象が出現していた。

道光27年(1847年)太平天国の前身組織である拝上帝会が広西省桂平県金田村に創設され、咸豊元年(1851年)金田村において拝上帝会は国号を太平天国とした。太平天国軍は清朝中央の鎮圧に抵抗し、挙兵とその勢力拡大の経費を増大させたため、独自に多種類の銅銭を鋳造し、広西省内の一部の地域で流通していた²⁾。広東省の広州は当時中国の重要な対外開放の港口であるため、外国貨幣の輸入された数量は全国でも最大規模となっていた。広東省で流通している外国貨幣は近隣の広西省までに及んでいた。そのため、様々な貨幣が広西省内で流通し、その貨幣の混乱は深刻であった。

光緒32年(1906年)張鳴歧は広西省の巡撫に就任した。彼は広西省の混乱の貨幣市場を改善する方法として、イギリス、日本などに学び、銀行を成立し、紙幣の発行を企図した。その紙幣を発行した過程において、日本印刷局に紙幣の製造を依頼している³⁾。

そこで本論文は、清国広西巡撫であった張鳴歧が、日本から日本製紙幣の導入を企図した経緯並びに、 日本の印刷局に日本製紙幣の製造を依頼したことについて明らかにしたい。

二、広西省における日本製紙幣の導入の背景

道光27年(1847年)太平天国の前身組織である上帝会は広西省桂平県金田村に創設され、咸豊元年(1851年)金田村において拝上帝会は国号を太平天国とした。太平天国軍は清朝中央の鎮圧に抵抗し、挙兵しその拡大する経費を増大させるため、独自に多種類の銅銭を鋳造し、広西省内の一部の地域で流通させていた4)。台頭する太平軍と戦って、清朝中央も兵士に支払う奉給が急に膨れ上がった。同時に、雲南省産銅の輸送に困難を生じ、鋳造のための供給不足を引き起こした。従って銅銭の制銭不足を招き、制銭の供給不足でその貨幣は「小銭」と呼称され、官製の制銭と比較すると軽微な私鋳銭で、市中に横行する現象も出現している5)。私鋳銭の横行は全国的に共通した現象であり、広西省も例外ではなかった。それに、「広東華洋交錯、其省皆用外洋銀銭、波及広西等地、無不通行」6)と、当時中国の重要な対外開放された港口広東省の広州に輸入された外国貨幣の数量は全国で最大規模となり、さらに近隣の広西省まで普及していた。そのため、様々な貨幣が広西省内で流通し、その貨幣の混乱は深刻であった。

咸豊3年(1853年)7月3日、窮乏した財政を改善し、制銭の不足を補うため、戸部が「擬請暫行銀

¹⁾ 石毓符、『中国貨幣金融金略』、天津人民出版社、1984年、88頁。

²⁾ 鄭家度、『広西近百年貨幣演変史』、広西人民出版社、1981年、77頁。

³⁾ 陽福明、「烏龍票与清末広西銀行」、『広西金融研究』、2002年、増刊第1期、36頁。

⁴⁾ 鄭家度、『広西近百年貨幣演変史』、広西人民出版社、1981年、77頁。

⁵⁾ 劉四平 李細珠「張之洞与晚清貨幣改革」『歴史档案』、2002年第1期、100~109頁。

⁶⁾ 同2、76頁。

票期票、仿照内務府官銭舗之法、開設官銀銭號以便支取」⁷⁾ と上奏したことで、各省各地に官銭局が設立された。官銭局が「官票」といって、銀や製銭の兌換可能な紙幣を発行したのであった。発足にあたり、「民間完納丁糧稅課及一切官項、亦准五成」⁸⁾ と、発布された官票章程ないし行鈔章程によると、この官票で税糧、塩税その他附加税の納入額の半分まで支払うことができ、また民間においても流通使用できるよう定められていた。こうして湖北、直隷、山東、湖南、広東などの主要な省城と都市に官銭局は設立されたのであった。

光緒29年(1903年)11月に広西巡撫李經義はその混乱する貨幣状況を改善するため、桂林釐金総局で 広西官銀銭号を成立したが、広西の梧州、南寧、龍州や上海などで次々と支局が設立された。その業務 範囲はただ公金の受け取り、支払いと貸付などの内容だけであった。光緒32年(1906年)張鳴岐は広西省の巡撫に就任した。彼は財政金融方面において、イギリス、日本などの国家の銀行の方法を学び、政府の銀行を作り、銀行業務の範囲を拡大することを主張した。光緒34年(1908年)戸部を改称した度支部は「銀行即例」を頒布し、「官設商立各行號、均可発行市面通用銭票」⁹⁾ と全国の官銀銭號は市場に流通する紙幣を発行できることを定めた。銀行を中央、普通、殖業、貯蓄など四種類に分けた。同年、張巡撫は龍州一帯を巡視したとき、庶民たちが「其肯務正業者、終歳勤勞、偶有所餘、惟知掘地窯藏、不思更求營運」¹⁰⁾ とし、龍州で官銀銭支號を作り、紙幣を発行させ、貯蓄章程を取り決め、貯蓄業務を開設したことで、良い効果が出た。さらに、光緒34年(1908年)7月1日に張巡撫は清朝廷が頒布した「銀行即例」により、広西官銀銭號を広西銀行と再編し、清朝廷に次のように上奏している¹¹⁾。

……桂省商務日疲,實業不振,家鮮中蓄,皆屬根本至計。設立銀行,實為當務之急。唯本省原有之官銀號,僅只經理官款出入,匯兌等事,範圍過狹,臣此次巡閱邊境,沿途留心察看各屬,農,工,商業多未講求,居民大半習於遊蕩,不知自謀生計……此貧者所以日即於貧,富者不能日增其富,地方安有起色?因就龍州添設官銀錢分號,試用暫行鈔票,並訂立儲蓄章程,普勸邊民力求儉積。數月以來,辦理漸著成效,應廣為擴充。現擬將本省原有之官銀總分各號,一律改為廣西銀行。

広西省では商務が日々衰退し、実業も不振であり、庶民の貯金も少ない。銀行の開設は当面の急務である。広西省にはもともと広西官銀銭號があるが、その業務範囲は狭かった。そのため、省内の農業、工業、商業などは停滞し、庶民たちはほとんど生計の手段を求めず、働かない状況であった。そのため、困窮者は益々貧しくなり、富裕者は財産を増やすことができない状態であった。こんな状況で、地方の経済などは好転することにならなかった。先に、龍州で試行した銀行は効果も出たが、その銀行を開設し、拡充するため、本省の官銀銭號とその各支店は全部広西銀行と改変するべきと上奏した。

⁷⁾ 中国人民銀行総行参事室金融史料組編『中国近代貨幣史資料』、第一輯、清政府統治時期、全二冊、中華書局、1964年、353頁。

⁸⁾ 鄭家度、『広西近百年貨幣演変史』、広西人民出版社、1981年、63頁。

⁹⁾ 鄭家度、『広西近百年貨幣演変史』、広西人民出版社、1981年、65頁。

¹⁰⁾ 鄭家度、『広西近百年貨幣演変史』、広西人民出版社、1981年、66頁。

¹¹⁾ 鄭家度、『広西近百年貨幣演変史』、広西人民出版社、1981年、66頁。

張巡撫が上奏した内容は清朝廷が実行している「銀行則例」にあわせるため、11日清朝廷は「著照所請、該部知道」と張巡撫の意見を認めた。その朝廷の許可を受け、張巡撫は直ちに李湛陽、愈樹棠、陳洪道に計画を実施させ、富賀官鉱局責任者の胡銘般も参加させた。宣統元年(1909年)広西銀行章程が立案されたが、張巡撫はその章程の内容に不足するところが多いことに気付き、何回かの修正の後、21条の総則と46の通則の銀行章程が完成した。二年間の計画と準備を経て、宣統2年(1910年)3月1日広西官銀銭號は正式に「広西銀行」と改称した。広西銀行は運用できる営業資金を充実させ、章程の中には毎年4万両の紋銀の利潤を得る規定を達成するために、「銀行券」いわゆる紙幣の発行を積極的に進めた。その紙幣の発行について、湖広総督張之洞、北洋大臣袁世凱などの成功した前例があるため、張巡撫は「咨商請日本使臣向東京印刷局訂印通用鈔票,以資流通」12)と日本政府の印刷局に紙幣の製造を依頼することを提案した。

三、広西省における日本製紙幣導入の経過

(1) 広西省における日本製紙幣の導入経緯

それでは広西銀行はどのように、日本政府の印刷局へ紙幣の製造を依頼したのであろうか。日本に残された史料から検討してみたい。「清国通用紙幣ノ印刷局方帝国印刷局ニ依頼関係雑纂」に次のように見られる。

敬啓者、昨接廣西巡撫張咨稱廣西銀行擬請貴國印刷局代造紙幣、所有花紋方式數目等項、現派使署 通譯官劉崇傑、前往印刷局面訂。一切請煩貴大臣轉牒印刷局、以資接洽、不勝感荷。專此敬頌日祉。 外務大臣伯爵小村壽太郎 閣下

大清臨時代理公使吳振麟

官統二年五月十一日13)

清国の広西巡撫張鳴岐は広西銀行が日本印刷局に依頼し製造する紙幣の花紋、数目などの件について通訳者劉崇傑を日本へ派遣し、直接に印刷局と契約した。その件について、宣統2年(明治43年、1910年)5月11日、清国臨時代理公使呉振麟は外務大臣伯爵小村壽太郎に書簡を送った。

小村壽太郎は代理公使吳振麟の電報を受けた後、直ちに内閣総理大臣桂太郎に連絡した。内容は「明 治四十三年六月二十日起草、同年六月二十二日発遣、送第一五五號、清国廣西銀行ヨリ印刷局へ紙幣印 刷方依頼ニ関スル件」とある。

清国廣西銀行ニ於テ、我カ印刷局ニ紙幣印刷方依頼致度旨。広西巡撫ヨリ申越有之タル趣ヲ以テ、 紙幣ノ模様、方式、数目等ノ件ニ関シ、公館員通譯官劉宗傑ヲ印刷局ニ派遣シ、一切協議致サシ可

¹²⁾ 陽福明、「烏龍票与清末広西銀行」、『広西金融研究』、2002年、増刊第1期、36頁。

¹³⁾ アジア歴史資料センター、外務省外交史料館 B-3-4-3-61 (第1画像)、B11090638100

度旨、今般在本邦清国臨時代理公使ヨリ、照会致来候間、御詮議ノ上、何分ノ義、御回示相成度、 此段申進候也。

桂内閣総理大臣

小村大臣14)

明治43年6月22日小村壽太郎は、広西銀行が日本印刷局に紙幣を製造依頼する件について、内閣総理 大臣桂太郎に報告した。清国側は紙幣の花紋、模式、数量などの具体的な内容を印刷局と相談すること について、すでに通訳官を日本に派遣した。

次の「清国広西銀行紙幣製造方ノ儀ニ付外務大臣へ回答ノ件」において、

清国廣西銀行紙幣製造方之義付外務大臣へ回答按

清国廣西銀行紙幣製造方ニ関シ、本月二十二日附送第一五五號、御照會之趣了承。右ハ御申越之通リ、協議之上、製造之依頼ニ可應候。此段及御回答候也。

明治四十三年六月二十五日

印刷局長

内閣総理大臣桂太郎15)

とある、明治43年(1910年) 6 月25日桂太郎は、その広西銀行からの紙幣製造の依頼の件を了解した後、 印刷局局長に連絡し、その清国代理公使との相談した結果を外務省に電報で伝えた。

「明治四十三年六月二十九日 回答ハ印刷局ヨリ外務省へ回送」¹⁶⁾ と明治43年6月29日付にて印刷局局長はその商議した結果を外務省に返信した。

明治43年6月29日小村壽太郎は印刷局の返信を受け、桂太郎に連絡した。次の「清国廣西銀行紙幣製造方ニ関シ、本月二十二日附送第一五五號」において、

御照會之趣了承、右ハ御申越ノ通、協議ノ上、製造ノ依頼ニ可應候。此段及御回答候也。

明治四十三年六月二十九日

内閣総理大臣候爵桂太郎

外務大臣伯爵小村壽太郎殿17)

とあるように、小村壽太郎大臣は印刷局が広西銀行からの紙幣製造の依頼件を受けたということを内閣 総理桂太郎に電報を送った。

¹⁴⁾ 外務省外交史料館 B-3-4-3-61 (第2、3画像)、B11090638100

¹⁵⁾ 国立公文書館 纂01151100 (第1、2画像)、A04010214600

¹⁶⁾ 同15

¹⁷⁾ 外務省外交史料館 B-3-4-3-61 (第4画像)、B11090638100

これで、日本政府は広西銀行からの紙幣製造の依頼の件について、全て了解した。そのことは、「明治四十三年六月三十日起草、同年七月二日発遣、清国廣西銀行ヨリ印刷局へ紙幣印刷方依頼ニ関スル件」に見られる。

以書翰致啓上候、陳者貴国廣西銀行ニ於テ、本邦印刷局へ紙幣印刷方依頼ノ件ニ関シ、貴曆五月十一日附第四号貴翰ヲ以テ、御申越ノ趣致、敬承候右並ニ其筋ニ及移牒置候處、今般内閣ヨリ、右ハ御申越ノ通、御協議ノ上、製造ノ依頼ニ可應御回答有之候也。右様?ノ上可然、御取計相成度、此段御回答候、本大臣ハ茲ニ重?貴?ニ向ケ、表敬意?鄭具。¹⁸⁾

在本邦 小村大臣

呉清国臨時代理大臣

明治43年(1910) 6月30日に小村壽太郎は日本印刷局が広西銀行からの紙幣製造の依頼件を受けたことについて、電報を起草し、7月2日に清国代理公使呉振麟に送った。

広西銀行が日本印刷局に依頼した紙幣は明治44年(1911年)に製造が完了した。

明治四十四年四月二十一日、清國廣西銀行、壹圓銀票五拾萬枚、同五圓銀票拾萬枚ノ製造ヲ、廣西 巡撫沈秉堃代理清國臨時代理公使吳振麟ト契約シ、同年七月十四日全部ノ引渡ヲ了セリ。¹⁹⁾

明治44年4月21日に日本印刷局は、清国広西銀行から「壹圓」50万枚、「五圓」10万枚の紙幣製造の依頼を受け、清国臨時代理公使吳振麟に代わり、当時の広西巡撫沈秉堃と契約し、同年7月14日全ての紙幣を広西銀行に引き渡しを完了した。

(2) 広西省で導入された日本製紙幣

広西銀行が宣統3年(明治44, 1911)日本印刷局に依頼した日本製紙幣は「壹圓」と「五圓」の銭票である。この二種類の紙幣は統一して「烏龍票」と呼ばれている(右頁上図参照)。この紙幣の額面は異なるが、他は全部同じであり、番号がなく、形が横版の長方形で、幅が170×170mmであり、紙幣の正面は下端が薄い灰色で、周りが花飾りがあり、紙幣の左上角と右下角は白字の「1」、「5」で、右上角と左下角は白字の「壹」、「伍」である。表面の上部に二つの龍が一つの玉を挟み、向い合う図案である。その二つの龍の中心に「廣西省造宣統元寶」という銀元図案があり、足元に掴んでいる空白火球は"総経理章"、"董事長章"で、その上は「広西銀行」、下には「x圓銀票」と横に印刷されている。その印章の下には一行で「此票准完納本省錢糧及各項公款等」とあり、その文字の左は「宣統二年」で、右は「x月x日」である。一番下には「大日本帝國政府印刷局製造」とある。紙幣の裏面は周囲に緑の花飾りがあり、真ん中に268字の文章がある。その図は次のようである。

¹⁸⁾ 外務省外交史料館 B-3-4-3-61 (第5、6画像)、B11090638100

¹⁹⁾ 近代デジタルライブラリー、印刷局長年報書、明治(44-45)第38回、沿革、16頁。



欽命頭品頂戴廣西巡撫部院為示論事。照得省城前于光緒三十年設立官銀錢號,並製造銀兩票發行市面,商民稱便。現官銀錢號改設銀行,以前票紙仍舊使用。唯查市面情形,行使兩票究不如元票利便,蓋兩票須計算毫厘,元票則照票面數目,出入一律,無須折合。據該銀行詳稱前來,因向日本訂製一元,五元兩種鈔票,發行市面,票面均蓋該行總理處,總監督,總經理印章,期利商便民,金融活動,無論完糧納稅及呈繳一切官款並民間買賣等事,均照票面數目,出入一律,不得折合。如欲兌換現銀,均可隨時向本省總分各行兌取。倘有官使及奸商掯勒留難,許隨時控訴懲究。有私造者,照私鑄律治罪。除通飭遵照外,合行示論官商軍民人等一體知悉。懷遵毋違,特示。宣統二年月日。

光緒30年(1904年)に広西官銭銀號は銀両票を発行し、市場に流通させ、人々に大歓迎された。宣統2年(1910年)広西銀行を再編され、前に発行された紙幣はそのまま利用していたが、銀両票の計算は「毫釐」になり、銀元票は額面通りで計算することになっていた。そのため、銀両票を止め、銀元票を変えたのであった。日本に依頼した日本製紙幣は「壹圓」「伍圓」の紙幣表面に"総経理"、"総監督"の印章を押印し、市場に流通し、金融活動にも利用され、税金の納入に使用できることやいかなる人も額面の金額の通り兌換できること、好商の買占めや偽造を処罰することなどが記載されている。

四、おわりに

太平天国の乱の余波を受けた広西省においても経済は混乱していた。光緒32年(1906年)張鳴岐は広西省の巡撫に就任すると、彼は広西省の混乱した貨幣市場を改善する方法として、イギリス、日本などに学び、銀行を成立し、紙幣の発行を企図した。その紙幣を発行する過程において、日本印刷局に紙幣の製造を依頼したのであった。

上述のように、広西銀行が日本印刷局に紙幣製造の依頼したことに関する事情について、日本に残された「清国通用紙幣ノ印刷局方帝国印刷局ニ依頼関係雑纂」、「明治四十三年六月二十日起草、同年六月二十二日発遣、送第一五五號、清国廣西銀行ヨリ印刷局へ紙幣印刷方依頼ニ関スル件」、「清国広西銀行紙幣製造方ノ儀ニ付外務大臣へ回答ノ件」、「明治四十三年六月二十九日 回答ハ印刷局ヨリ外務省へ回送」、「清国廣西銀行紙幣製造方ニ関シ、本月二十二日附送第一五五號」、「明治四十三年六月三十日起草、同年七月二日発遣、清国廣西銀行ヨリ印刷局へ紙幣印刷方依頼ニ関スル件」などの日本側の記録から知られ、広西省が、日本製紙幣を導入したことは明らかである。宣統3年(明治44年、1911年)に広西銀行は日本の印刷局に依頼した50万枚の「壹圓」、10万枚の「伍圓」が順調に導入されたのである。

このように、広西省は清朝の崩壊直前の一時期ではあったが、湖北省²⁰、山東省²¹、直隷省²²、広東省²³、 湖南省²⁴ に次いで、6番目に日本製紙幣を導入した省である。

²⁰⁾ 何娟娟、「清国湖広総督張之洞の日本製造の紙幣の導入」、『「文化交渉」東アジア文化研究科院生論集』第3号、関西大学大学院東アジア文化研究科、2014年9月、289-299頁。

²¹⁾ 何娟娟、「清末山東巡撫袁世凱導入日本製紙幣相関、松浦章編『近代東亜海域交流: 航運·商業·人物』第8輯、博 揚文化、2015年6月、405-417頁。

²²⁾ 何娟娟、「袁世凱による日本製紙幣の原紙の導入」『「文化交渉」東アジア文化研究科院生論集』第5号、関西大学大学院東アジア文化研究科、2015年11月、297-308頁。

²³⁾ 何娟娟、「清末広東省における日本製紙幣の導入」(『東アジア文化交渉研究』第9号、関西大学大学院東アジア文化研究科、2016年3月、505-520頁。

²⁴⁾ 何娟娟、「清末湖南省における日本製紙幣の導入」、『「文化交渉」東アジア文化研究科院生論集』第6号、関西大学 大学院東アジア文化研究科、2016年11月、139-149頁。